

地方公共団体による犯罪被害者等支援に求められること —横浜市犯罪被害者相談室における相談統計から（その2）—

発表者：木本 克己（警察庁犯罪被害者等施策推進課）

尾崎 万帆子（白梅学園大学子ども学部）

飯牟禮 充代（横浜市市民局人権課）

キーワード：犯罪被害者 地方公共団体 条例

1. 研究目的

横浜市の犯罪被害者等（犯罪及びこれに準ずる心身に有書な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族を指す。以下「被害者等」）の総合的対応窓口である「横浜市犯罪被害者相談室」（以下、「市相談室」）における相談を統計的に検討することで、地方公共団体による被害者等支援に求められることについて考察する。

なお、本研究は、日本司法福祉学会第23回全国大会における、木本・尾崎・飯牟禮による自由研究発表の内容を踏まえ、その後の進捗等を含めて考察したものである。

2. 方法

令和5年度に市相談室で受けた相談について、被害者の属性や相談内容、相談に対する処遇内容等に関し、令和4年度の数値との比較を含め、定量分析を行った。

なお、倫理的配慮として、データはすべて個人を特定できる情報を排除して個人情報性のない統計情報に加工し、個人情報保護に抵触しないよう配慮した。

3. 結果

令和5年度の相談者の実数は、4年度から約1.5倍に増加し、とくに性犯罪被害において顕著であった。相談ニーズについては、横浜市犯罪被害者等支援条例（以下、「市条例」）制定後の経年で初めて「経済的支援」が「精神的ケア」を上回り、「生活上の問題」も増加した。被害の罪種等による違いとして、性犯罪や傷害事件等では刑事・民事の各手続等についての相談や、経済的支援等の具体的な支援が求められ、財産犯罪では精神的ケアが求められるなど、ニーズや地方公共団体として提供できる支援に差が見られた。

4. 考察

市条例とそれに基づく支援制度の制定により、市相談室への相談は増加傾向にあり、経済的支援や生活上の支援への期待が大きいことが示唆された。こうした支援制度の対象となる、性犯罪等の身体犯罪については、市内の関係機関・団体への周知が進むにつれ、関係者からの相談や紹介によって地方公共団体の窓口につながることで、確実に支援に結びついている。一方で、具体的な支援制度の利用対象ではない財産犯罪においても、精神的ケアのニーズがあるなど、罪種や被害者等の状況によって、地方公共団体に求められる支援は異なり、とくに基礎自治体においては、支援対象を広く捉えることが求められる。